

くまもと県民発電所認証委員会設置要領

(目的)

第1条 この要領は、くまもと県民発電所の認証にあたり、認証の可否等について審査等を行う「くまもと県民発電所認証委員会」（以下「委員会」という。）の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 委員会は、くまもと県民発電所認証制度実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、認証等の審査を行う。

- 2 委員会は、認証した事業の実績についての評価を必要に応じて行う。
- 2 審査は、原則として書類をもって行うものとし、必要に応じてその他の審査方法を行うことができる。

(組織)

第3条 委員会は、学識経験者等4名（以下「委員」という。）をもって組織する。

- 2 委員会には、会長1名及び副会長1名をおく。会長は、委員の互選により決定し、副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。
- 4 委員の任期は2年間とし、再任を妨げない。
- 5 委員に欠員が生じた場合は、これを補充することができる。ただし、この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員)

第4条 委員は、審査の過程において知り得た情報を漏らしてはならない。

- 2 委員は、公正、公平に審査を行わなければならない。

(委員会)

第5条 委員会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 議決は、出席委員の過半数で決する。ただし、可否同数の場合は会長の決するところとする。
- 4 委員会構成員が申請者となる場合には、その審査から外れるものとする。
- 5 会長が特に必要であると認めた場合は、委員以外の者を参加させ、意見等を聴取することができる。
- 6 会議は非公開で行う。

(事務局)

第6条 審査会の事務局は、熊本県商工観光労働部新産業振興局エネルギー政策課に置く。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年2月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年9月30日から施行する。